

むつ市議会第251回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

令和4年3月2日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第3号 むつ市脇野沢水産物処理加工施設条例
- 第2 議案第4号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第5号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第6号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第7号 むつ市下北文化会館条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第8号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第9号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第10号 むつ市企業誘致奨励条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第11号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（大間町）
- 第10 議案第12号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（東通村）
- 第11 議案第13号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（風間浦村）
- 第12 議案第14号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について（佐井村）
- 第13 議案第15号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについて
- 第14 議案第16号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第15 議案第17号 令和3年度むつ市一般会計補正予算
- 第16 議案第18号 令和3年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第17 議案第19号 令和3年度むつ市下水道事業会計補正予算
- 第18 議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算
- 第19 議案第21号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第20 議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第23号 令和4年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第22 議案第24号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第23 議案第25号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第24 議案第26号 令和4年度むつ市水道事業会計予算
- 第25 議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算
- 第26 報告第1号 専決処分した事項の報告について
（工事請負契約の一部変更契約について）
- 第27 報告第2号 専決処分した事項の報告について
（和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 第28 報告第3号 専決処分した事項の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

- 第29 報告第4号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第30 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)
- 第31 報告第6号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第32 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)
- 第33 報告第8号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第34 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)
- 第35 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)
- 第36 報告第11号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第37 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和3年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 佐藤 | 武 | 2番 | 工藤 | 祥子 |
| 3番 | 杉浦 | 弘樹 | 4番 | 東 | 健而 |
| 5番 | 野中 | 貴健 | 6番 | 佐賀 | 英生 |
| 7番 | 斉藤 | 孝昭 | 8番 | 山本 | 留義 |
| 9番 | 富岡 | 直哉 | 10番 | 村中 | 浩明 |
| 11番 | 鎌田 | ちよ子 | 12番 | 住吉 | 年広 |
| 13番 | 白井 | 二郎 | 14番 | 濱田 | 栄子 |
| 15番 | 佐藤 | 広政 | 16番 | 富岡 | 幸夫 |
| 17番 | 岡崎 | 健吾 | 18番 | 原田 | 敏匡 |
| 19番 | 佐々木 | 隆徳 | 20番 | 浅利 | 竹二郎 |
| 21番 | 佐々木 | 肇 | 22番 | 大瀧 | 次男 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | | | | | |
|---------------|-----|-----|---|----|-----|
| 市長 | 宮下 | 宗一郎 | 副市長 | 川西 | 伸二 |
| 教育長 | 阿部 | 謙一 | 公営企業 管業者 | 村田 | 尚 |
| 監査委員 | 齊藤 | 秀人 | 総務部長 | 吉田 | 真 |
| 総務部長 （市公室） | 千代谷 | 賀士子 | 企画政策 部長 | 松谷 | 勇 |
| 財務部長 | 吉田 | 和久 | 財務部 調整推進 課長 | 樋山 | 政之 |
| 民生部長 | 杉澤 | 一徳 | 福祉部長 | 藤島 | 純 |
| 健康づくり 推進部長 | 中村 | 智郎 | 子ども みどり s m i l e k o f f i c e にりつこ り所長 | 菅原 | 典子 |
| 経済部長 | 立花 | 一雄 | 都市整備 部長 | 中里 | 敬 |
| 建設技術 部長 | 小笠原 | 洋一 | 川内庁舎 所長 | 木下 | 尚一郎 |
| 大畑庁舎 所長 | 伊藤 | 大治郎 | 脇野沢 庁舎所長 | 工藤 | 和彦 |

會計者
管理

野 藤 賀 範

選舉事務局長
事務局長

工 藤 淳 一

監事
查務委員

伊 藤 泰 成

農委事務經理
農委事務局長

成 田 司

教育部長

角 本 力

上下水道部長
民生

中 村 久

總務部
政務推進課長

野 坂 武 史

總務部
總務主任

葛 西 信 弘

財務部
財務課長

石 橋 秀 治

總務部
總務主任

菊 池 亘

事務局職員出席者

事務局長

佐 藤 孝 悅

次 長

中 野 敬 三

總括主任

櫻 田 誠

主 幹

堂 崎 亜 希 子

主任主査

井 田 周 作

主 任

浜 端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第37 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第3号

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第3号 むつ市脇野沢水産物処理加工施設条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第3号 むつ市脇野沢水産物処理加工施設条例について、この条例はこの施設を公の施設として管理するためのものですが、6点について質疑させていただきます。

まず、目的の一つに就業機会の提供とありますが、就業人数は何人を予定しているのか。

2点目、この条例が施行されることで、現在使用している事業者はどういうふうになるのか。

3点目、施設の運営及び管理費の総額は幾らになるのか。

4点目、設備の更新や老朽化の対応についてありますが、この施設は建設後約20年、正確には17年ですけれども、利用され続けていまして、今後設備の更新や設備の老朽化に多額の費用がかかると考えられます。更新計画等示すことができればお示してください。

5点目ですが、使用料についてです。処理加工施設の1か月の使用料は5万2,000円、ボイル施設は8,800円となっています。この使用料の算定根拠をお示してください。

最後になりますけれども、施設使用の許可についてお尋ねします。公平性を担保するために条件や申込みの窓口等を開示すべきと私は思いますが、そこはどういうふうになるのでしょうか。あわせて、条例が施行される本年4月1日以降、事業希望者の公募はいつ行われるのか。また、希望者が競合した場合の選定方法や決定の理由を開示するのかお知らせください。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず1点目の就業機会の提供、どのぐらいの人数ということであります。こちらにつきましては、施設の建設時におきまして、1日14人を雇用するという計画としてございます。ただ、加工原料の漁獲状況等によっても増減はあるものというふうに考えております。

これまでの業務委託の際の実績といたしましては、10から15人の雇用を年間行っているということでございます。

2つ目の条例施行後の事業者はどのようになるかということであります。こちらにつきましては、現在管理運営業務を受託している事業者との契約は終了します。条例施行後、改めて使用する事業者を公募しまして、応募のあった事業者で使用許可を受けたものが使用料を支払い、施設を使用できるということになります。

3点目の施設運営費と管理の総額ということでございます。施設の年間維持管理費としましては、光熱水費が約840万円、修繕料が65万円、消防設備点検費用が7万円、合計912万円というふうに想定してございます。ただ、光熱水費につきましては、許可を受けた使用者が使用するということになりますので、その使用に伴うものにつきましては、使用者の実費負担ということになります。

次、4点目の設備の更新や老朽化による改修費の計画ということでございます。現在施設の改修の予定等はありません。ただ、施設につきましては、平成5年に建設しておりますことから、今後設備の更新、老朽化が想定されます。改修が必要となる場合につきましては、その改修の程度とか改修の費用、あるいは改修後の耐久性、そして地域への影響等、こういったことを総合的に考慮した上で改修の妥当性を判断してまいりたいというふうに考えております。

4点目の改修費で関係でございますが、総合的に妥当性を判断します。また、大規模な改修となります場合は、これにつきましては年数等もありますので、施設の廃止も含めての判断というふうになろうかと思えます。

続きまして、5点目、使用料の算定根拠でございます。使用料の算定につきましては、市のほかの施設の使用料や賃借料の算定と同じ方法でありまして、むつ市行政財産目的外使用料徴収条例第2条の使用料の額を定める規定に基づきまして、建物1平方メートル当たりの評価額に100分の8を乗じ、さらに使用面積を乗じた額に消費税相当額を加えた額、こちらが年額というふうになります。算出された年額を12で除した額ということで、月額というふうに表示させていただいております。

次に、事業者の募集ということと、あと希望者が競合した場合の選定方法であります。公募につ

きましては、今準備中でございます。間もなく開始する予定でございます。選定の方法につきましては、要綱を定めて、公募書類やホームページで、その選定の仕方等を公表しつつ進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、使用許可につきましては、許可した事業者とか、許可期間とか、許可理由についても、これも併せて選定後、まず応募者に通知するほか、ホームページに掲載して公表するというようにしております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） ありがとうございます。細かいことは、委員会付託されるので、委員会でやり取りしてもらえればいいと思いますけれども、公の施設の管理の方法について、直営なのか、委託なのか、指定管理なのかというふうなことがちょっと疑問になります。この施設は、この3つのうちのどれなのか、またはそのほかの管理の方法なのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

こちらは、公の施設を使用するということになりますので、使用許可ということになります。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（齊藤孝昭） 今でも規則によってこの施設は運営されていますけれども、この条例ができることで何が変わるのかお知らせください。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 法による適正な管理が行われるということで、ご理解ください。

○議長（大瀧次男） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第3号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第4号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議案第4号 むつ市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第4号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第5号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 議案第5号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第5号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第6号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第6号

むつ市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第6号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第7号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第5 議案第7号 むつ市下北文化会館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第7号 むつ市下北文化会館条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この条例は、各部屋の使用料等々の改定も含まれておりますが、早いところだと数か月前から施設の予約する団体等々、市役所も含めて、健診も含めてあると思うのですけれども、来年度以降の価格が示せない中、今現在どのような形でそういった予約の業務を行っているのか、まずお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

来年度分の予約につきましては、本条例の議決後、速やかに使用料を提示させていただき、仮予約の受付を開始いたしますが、正式な申請の受付につきましては、条例施行日の4月1日以降となります。

○議長（大瀧次男） 18番。

○18番（原田敏匡） そういった意味では、設計は大分前に組まれていますし、各部屋の間取りというか、その配置も決まっている段階で、この条例自体をもう少し早い段階で上げてよかったのではないかなと思うのですけれども、その辺どうお考えかお聞きいたします。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

これまで下北文化会館センター棟の利用開始に向けまして、使用料金の検討のほか、キャンパスの設置に伴い、これまでの施設運営とキャンパスの運営において柔軟に対応できるよう、様々な検討事項について青森大学及び指定管理者と慎重に協議を重ねており、時間を要したものでございます。

今後ご利用いただく市民の皆様には、ご予約からご利用まで支障がないよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第7号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第8号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第6 議案第8号 むつ市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第9号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第7 議案第9号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第9号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第10号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第8 議案第10号 むつ市企業誘致奨励条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 議案第10号 むつ市企業誘致奨励条例の一部を改正する条例ですが、本案は「更なる企業誘致の促進を図り、新たな産業と雇用を創出するため、対象となる業種を拡大し、及び優遇制度を拡充するほか、所要の条文整備をする」となっています。令和4年度の一般会計にも多少関係することでもあるかもしれませんが、この条

例改正に至った経緯と、改正による効果をどのように予測しているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、経緯につきましては、アツギ東北株式会社むつ工場の閉鎖に伴い、多くの市民の皆様が職を失うこととなり、再就職先となる受皿を確保するため、より一層企業誘致による雇用創出の推進に向けて助成措置の拡充が必要であると判断したことから、条例改正に至ったものであります。

具体的には、助成対象となる業種を現在のソフトウェア業を含む情報通信産業と拡大したほか、新たにコールセンター業も加えております。これは、社会環境の変化に伴い、昨今では成長著しい分野の業種であり、時代に合った企業の誘致に取り組むべく今回対象業種として加えることといたしました。

次に、効果でありますけれども、優遇制度について、まず現行の設備投資費利子補給金を見直し、事業所設置助成金を新設いたしました。これまでは、対象となる施設は新設の工場のみでしたが、事務所のみ設置する場合でも対象とすることとしたほか、中古物件を取得した際の土地、建物及び償却資産の取得並びに改修費用も対象経費といたしました。

また、助成金額については、これまでは金融機関から借り受けた場合の元本残高に係る利子補給としておりましたが、改正案では事業所の設置に要した経費に10%を乗じた金額とし、6,000万円を上限に助成するものであります。

次に、雇用助成金についてであります。これは現行の雇用奨励金の見直しを行い、対象従業員の条件から、年齢や市内居住期間等の条件を不要とし、さらに助成金額を5人を超える者1人につき50万円と拡充しており、上限も6,000万円とし

ております。

次に、事業所賃借助成金を新設し、事業所となるオフィスを借りて操業する企業のため、共益費用及び消費税を除いた賃借料に4分の1を乗じた額を3年間助成することといたしました。

以上の内容に改正し、他の自治体と比較しても、より手厚い優遇措置を設けることといたしました。そのことによりまして、さらなる企業誘致の促進に資するという効果を期待しているところであり、今後この企業誘致の奨励条例の新たな施行後にしっかりと取り組んでいって効果を出していきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで7番斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、2番工藤祥子議員。

○2番（工藤祥子） 斉藤孝昭議員と共通する部分がありましたので、1つだけ質問させていただきます。

情報産業等への拡大というのが書かれていますが、個人情報保護というふうなことで心配があるのですけれども、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 質問の意味がよく分からないので、少しお答えが困るような状況です。

○議長（大瀧次男） 工藤祥子議員、もう一度。2番。

○2番（工藤祥子） 情報産業への拡大ということになりますと、窓口業務とかコールセンターとか、そういうことが対象になると思うのですけれども、そうした場合の個人情報についての打合せとか、規定というのは決めるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ちょっと意味が全く分からないですね。なぜ個人情報という話になるのかの

趣旨を少しご説明いただけますでしょうか。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） それでは、もとの一番最初に私が知りたいことをまず伺います。

新旧の比較表の中で、一般の方にはすごく分かりにくいことが書いてありますので、具体的には業種の拡大ということはどういう業務なのかと、それをまず確認いたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

今回拡大ということで、現行ソフトウェア業というのはありましたが、それを含みます情報通信産業全般を対象ということで今回の改正を提案しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで工藤祥子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第11号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第9 議案第11号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第12号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第10 議案第12号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第13号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第11 議案第13号

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、風間浦村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第14号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第12 議案第14号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の形成に関し必要な事項を改め、定住自立圏形成協定の一部を変更するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第15号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第13 議案第15号 むつ市副市長に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年3月31日をもって任期満了となるむつ市副市長に川西伸二氏を選任することについて、議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第15号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており

ます議案第15号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第16号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第14 議案第16号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に畑中恒治氏を推薦することについて、議会の意見を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第16号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会への付託を省略すること

に決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇議案第17号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第15 議案第17号 令和3年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、18番原田敏匡議員。

○18番(原田敏匡) 議案第17号 令和3年度むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

その中の情報伝達手段整備事業についてですが、これまでの進捗状況として、令和4年11月末までであった現行のアナログ式防災行政無線の使用期限の延長等々で事業のスケジュールの再考を行っていると同っておりましたが、改めて議案として上がってきましたので、今回見送りとなった理由をお伺いします。また、併せて今後の整備スケジュールをどのように組まれているのかお伺いいたします。

○議長(大瀧次男) 総務部長。

○総務部長(吉田 真) お答えいたします。

情報伝達手段整備事業につきましては、当初本年度中の事業開始を予定しておりましたが、津波の新たな浸水想定を発表や新型コロナワクチン大規模接種、また令和3年8月むつ市・風間浦村豪雨災害の対応などが重なったことにより、事業の進捗に遅れが生じていたところでありました。そうした中、令和4年11月末までとなっております。

アナログ式防災行政無線の使用期限が新型コロナウイルス感染症の影響により、当分の間延長となったことから、事業スケジュールを新たに調整したところであります。

予算につきましては、今年度中に契約できないことから、一旦継続費の廃止と減額補正を行った上で、令和4年度当初予算に改めて継続費の設定等をさせていただきたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、今年度中に新型コロナウイルスの感染状況を見極めて、町内会への説明及び事業者選定に係る公告を実施し、来年度5月上旬までに事業者の選定を行い、6月定例会での議決後に本契約及び事業を着手し、令和6年3月末までに整備を完了する予定としております。

以上でございます。

○議長(大瀧次男) 18番。

○18番(原田敏匡) 了解しました。改めて1点だけ確認します。

令和2年度に実施設計を行っておりますが、この内容はもう変わらず、単純に年度がスライドするだけなのかどうか、最後お聞きします。

○議長(大瀧次男) 総務部長。

○総務部長(吉田 真) お答えいたします。

実施設計につきましては、そのまま使うということで、金額等も改めて令和4年度に設定したものは同額ということになっております。

以上でございます。

○議長(大瀧次男) これで原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、5番野中貴健議員。

○5番(野中貴健) 議案第17号 令和3年度むつ市一般会計補正予算に対し、2点質疑いたします。

1点目に農業次世代人材投資資金についてお伺いします。これは、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営開始時の早期の経営確

立を支援するもので、187万5,000円の増額補正ですが、当初見込んでいた人数より多くなった要因と、この制度を活用して栽培する種類が分かればお知らせください。

2点目に、災害等廃棄物処理事業について、これは令和3年8月9日に発生したむつ市・風間浦村豪雨災害に係る災害廃棄物の収集処分及び全壊判定を受けた家屋を公費解体で行うものですが、おおよその作業完了時期と、まだいまだに判定できない家屋があるのかお聞きします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 1点目の農業次世代人材投資資金ということでお答えいたします。

この資金は、新規就農者の確保を図るということでありまして、国庫補助事業で農業次世代人材投資事業を活用しまして、次世代を担う農業者を目指している50歳未満の方に対し、営農の開始時に早期の経営が確立できるようにするため支援するというところでございまして、交付額は年間150万円、これは単独の場合ですけれども、夫婦の場合につきましては、年間225万円以内の額を最長5年間交付できるということでございます。

お尋ねの補正の理由でございます。国のほうで本年度の予算の再配分といいますか、追加交付というものがありませんから、この追加で令和4年度の上半期に交付を予定しておりました次世代投資資金、これを前倒して交付するという内容となっております。

また、品種というお話でしたけれども、主にイチゴ、それからトマトということになります。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 民生部長。

○民生部長（杉澤一徳） 災害廃棄物処理事業についてお答えいたします。

今回繰越明許費に追加いたしました災害等廃棄物処理事業につきましては、むつ市議会第249回

定例会で御議決いただきました災害等廃棄物処理事業費のうち、全壊判定を受けた家屋の公費解体に係る費用について、解体設計及び解体工事に時間を要し、年度内の事業完了が困難なため繰り越すものでございます。

なお、全壊等の判定は既に終了しておりまして、全壊判定が9件となっております。このうち公費解体の希望が5件、改修が3件、検討中の家屋が1件で、現在公費解体希望5件の設計業務を委託している状況です。

その後のスケジュールについてでございますが、現在設計委託を行っており、その後解体工事ということになります。小赤川橋の工事状況等にもよりますが、おおむね本年10月頃の完了を見込んでおります。

あと、災害ごみのほうの収集処分につきましては、既に収集のほうは終了してございまして、仮置場であります大畑最終処分場へは約600トンの災害ごみを収集してございます。そのごみの搬出も既にほぼ終了してございまして、残り廃材等がございまして、こちらは現地での埋立処分とする予定としております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 5番。

○5番（野中貴健） ありがとうございます。1点だけ再質疑いたします。

農業のほうなのですけれども、この制度を活用して、むつ市へ移住した方がいたかどうか、これ1点だけお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 移住というふうなお尋ねだったと思いますけれども、移住につきましては、東通村からの移住等があったかというふうな記憶はございますが、ちょっとはっきりといたしません。申し訳ございません。現時点でちょっと分かりません。

(不規則発言あり)

○経済部長(立花一雄) 失礼しました。後ほど議員のほうに提供したいと思います。

○議長(大瀧次男) これで野中貴健議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第17号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇議案第18号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第16 議案第18号 令和3年度むつ市水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第18号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第19号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第17 議案第19号 令和3年度むつ市下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、お手元に配信しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第20号～議案第27号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第18 議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算から日程第25 議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

これより質疑に入りますが、ただいま一括議題といたしました8議案については、それぞれ区分して質疑を行いますので、ご了承願います。

まず、議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、7番齊藤孝昭議員。

○7番(齊藤孝昭) 議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算について、総括的質疑をさせていただきます。

コロナ禍での行政運営も最終段階に入りまして、出口戦略を模索する状況から新たなむつ市へ導く決心が必要と思います。市長は、一般施政方

針にて、「感謝される市役所」を目指すとしていましたが、その心はどういうことなのか。新年度予算を編成するに当たる方針及び実現に向けた取組についてお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、施政方針並びに提案理由での共通キーワードは「デジタル化の推進」でありました。デジタル化の推進については、デジタルを活用した地方の活性化と、地方から全国へのボトムアップでの成長が目標となると国が示しています。私は、政府が打ち出したデジタル田園都市構想の成否は、国と地方の間での公共サービス機能をめぐる集中と分散、権限や財源をめぐる集権と分権といった4つのベクトルの相乗り効果をいかに発揮できるかにかかっていると考えています。本予算にお示しのデジタル化の推進により、市民の生活はどのように活性化されるのか、またデジタル行政を推進することで、むつ市は全国へのボトムアップでの成長を実現できるのか、令和4年度予算から見えるデジタル化の将来構想について説明をお願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず1点目の「感謝される市役所」を目指す理由と新年度予算の編成に当たる方針及び実現に向けた取組についてお答えいたします。「求められ信頼される市役所」から、市民の皆様から「感謝される市役所」を目指すことは、全ての私どもの仕事が必要市民のためにつながるということを意識しながら、職員一人一人が市民目線を第一に、常に市民の皆様が望むものは何かを考えて行動する、その積み重ねが、結果として市民の皆様から直接の感謝の言葉をいただき、そのことが職員のやりがい、モチベーションを高め、さらなる市民サービスの向上につながる好循環が生まれてくるものと考えたことから、そのようなキーワードを用いて今回「感謝される市役所」を目指すことと

させていただいております。

令和4年度の予算編成に当たりましては、今後策定いたしますむつ市総合経営計画後期計画の目標を先取りする形で、最重点事項に活力あるむつ市の創生、教育・子育て環境の向上、高齢者福祉・医療・暮らしの充実、デジタル化の推進、危機管理・防災力の向上の5つの柱を掲げ、本市の成長、発展を推進する事業構築に取り組みました。

また、コロナの経済対策としては、来年度当初の予算には盛り込んでおりませんが、来年度の初期の段階、4月には新たな経済対策を発表し、コロナ禍からのV字回復を図ることを推進させていただきたいと考えております。

市民の皆様の豊かな暮らしを支え、夢や希望をかなえる新たな施策を展開していくため、既存事業の拡充に加え、48の新規事業を実施し、その実現に向けて邁進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

昨日の会見でも申し上げましたが、コロナが終わったときに、感染も広がってしまったけれども、やはりそれ以上に信頼が広がったと、それぞれに感謝のほうむしろ蔓延したというようなむつ市でありたいというふうを考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

お尋ねの2点目ですが、デジタル化の推進により、市民生活はどのように活性化されるのか、またデジタル行政を推進することで、むつ市は全国へのボトムアップの成長を実現できるのかとのご質問についてお答えいたします。むつ市は、来年度からデジタル田園モデル都市の実現に向け、大きくこれを推進してまいりたいと考えております。大きな柱としては、デジタルトランスフォーメーションを実践するスマートシティ構想を立ち上げること、情報通信産業を中心とする令和版企業誘致を実現すること、さらにデータセンター等の立地拠点として関連産業を誘致することを考え

ております。これらが実現できれば、単にデジタル化されるだけではなく、市民生活が根底から豊かになる可能性があります。そのような新しいまちづくりの方針を現在検討しております。

こうしたデジタル田園都市国家構想のむつ市における実現や、むつ市としてのデジタルトランスフォーメーションの推進のため、むつ市役所に新たな組織としてDX化を担当する部長級職員及び新たな組織を設置し、中長期的にこの課題に取り組み、その第一歩を来年度から始めることにいたします。そのことによって、歴史的な転換点と言ってもいいかもしれません。より豊かなむつ市の実現と将来のむつ市の大きな成長につなげてまいりますと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） これでは齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、18番原田敏匡議員。

○18番（原田敏匡） 議案第20号 令和4年度むつ市一般会計予算について、2点質疑させていただきます。

1点目が今年度の予算編成方針の中で新たに出てきたむつ市役所業務改革推進枠の予算への反映状況とございますか、実際どのような事業があって、どの程度これに予算が割り振られているのか、まずお伺いいたします。

2点目が、昨年まで数年間、希望のまちづくり推進枠として、市長が認めるところに予算を配分されていましたが、中には継続されてきた事業、単年度で終わってしまった事業等々あると思いますが、これ引き続き来年度の予算に引き継がれる事業が、これまでの効果を実証して、来年度の予算に引き継がれるものがあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） お答えいたします。

むつ市役所業務改革推進枠の主な事業と予算への反映状況についてでございますが、むつ市役所業務改革推進枠として予算化した事業は、まず避難行動要支援者支援システム改修事業、教育・保育施設等給付業務管理システム導入事業、健診WEB予約・電話予約運用支援事業、既存PDFデータ化事業、建築工事業務外部委託推進事業、土木工事業務外部委託推進事業の計6事業、額にしまして4,483万円の事業費となっております。

次に、希望のまちづくり推進枠の部分でございます。昨年度までの希望のまちづくり推進枠からの継続事業についてお答えしたいと思います。昨年度の希望のまちづくり推進枠事業は、全11事業あり、そのうち継続事業のものは、むつ市高齢者無料乗車証事業、観光事業でございます広報促進事業、キョウイク（教育・共育・今日行く！）拠点によるまちづくり事業、医療的ケア児保育支援事業、Satoyama推進事業、「ひかりのアゲハチョウ」推進事業、下北Project（学びのイノベーション）の7事業となっております。

なお、終了となりました事業は、市民後見人養成講座事業、むつ市魅力発掘・ブランド化構築事業、東京2020オリンピック聖火リレー事業、集団健康教育事業のうち、働き盛りの健康アップむつ6PACK事業の4事業となっております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これでは原田敏匡議員の質疑を終わります。

次に、20番浅利竹二郎議員。

○20番（浅利竹二郎） 令和4年度むつ市一般会計予算について質疑いたします。

1点目、提案理由に、市民税の増として民間給与所得及び法人所得の増加を見込むとありますが、その根拠をお知らせください。

2点目、同じく固定資産税の増として軽減措置の終了によりとあるが、軽減措置の経緯についてお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

令和4年度予算の市税の積算に当たりましては、令和3年度の決算見込みを基に税制改正による影響及び景気経済動向などを勘案して求めた調定額に徴収率を乗じて算定しております。

令和3年度個人市民税の決算見込みにつきましては、令和2年度の決算と比較しますと、民間給与所得や営業所得の増により増加しております。

また、法人市民税につきましても、令和2年度決算に比べ、令和3年度決算見込みが増となっております。これは法人所得の増加によるものであります。

このように、令和4年度の予算につきましては、令和3年度の決算見込みの根拠として市民税の増加を積算したところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、固定資産税の軽減措置についてであります。これは令和3年度の税制改正において創設された新型コロナウイルス感染症の影響に係る軽減制度であります。土地につきましては、路線価などの上昇に伴い税額が上がる場合に、令和3年度の固定資産税及び都市計画税の税額を令和2年度と同額に据え置く措置が講じられたところであります。

家屋及び償却資産につきましては、中小企業小規模事業者の令和3年度の固定資産税及び都市計画税を軽減する措置が講じられました。軽減措置の内容につきましては、事業収入が50%以上減少した場合は全額を免除し、30%以上50%未満の減少の場合は2分の1を軽減するというものであります。

なお、この軽減措置につきましては、令和3年度限りの制度でありますことから、令和4年度の固定資産税が増加するものとして積算したところでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

新型コロナ対策が奏功して景気も回復基調に向かうとの判断もありますけれども、定かではありません。また、緊迫するウクライナ情勢が長引けば、諸物価の高騰等も懸念され、国民生活、市民生活への影響も懸念されます。それらの見通しをどう考えているかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 税務調整監。

○財務部税務調整監政策推進監（樋山政之） お答えいたします。

景気の動向や世界情勢が市民生活へどのような影響を及ぼすのか、当市の経済状況、市税収入への影響についても注視してまいりたいと考えてございますが、私からは令和4年度の市税への影響ということで申し上げます。

個人市民税や固定資産税につきましては、1月1日を賦課基準日として課税されますが、法人市民税につきましては、各法人に申告納付していただくもので、経済状況が法人所得に影響を及ぼし、ひいては法人市民税の減少につながる可能性もありますことから、動向に注視してまいりたいと考えているところでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症や世界情勢による経済への影響に限らず、様々な要因で納税が困難となった納税者の方々に対しましては、これまでと同様、納税相談や減免のご案内をするなど、納税者に寄り添った対応に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これで浅利竹二郎議員の質疑を終わります。

次に、1番佐藤武議員。

○1番（佐藤 武） 令和4年度むつ市一般会計予算について、4点お伺いいたします。

市長の施政方針における48の戦略的新規事業、主なものと、その予算規模はどれくらいかということをお伺いしたいと思います。

2点目は、基幹産業としての一次産業と中小企業対策費、その予算規模が全体としては少ないように感じているのですが、それについてはどういうふうにお考えですか。また、令和4年度のそれぞれの重点施策は何かお伺いしたいと思います。

3点目に、少子化子育て支援の重点は、令和4年度どういうふうにお考えいらっしゃるかお伺いしたいと思います。

4点目、川内、大畑、脇野沢地区の活性化のための主な施策は何か。そしてまた、新たな施策を考えているのかどうかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 財務部長。

○財務部長（吉田和久） 私のほうからは、ご質問の1点目と4点目のほうをお答えしたいと思います。

まずご質問の1点目、施政方針における48の戦略的な新規事業の主なものと予算規模はどれくらいかについてお答えいたします。

令和4年度は、デジタル化を推進してまいります。まず、窓口サービスのデジタル化としまして、市民の皆様が市役所に行かない、書かない、待たないデジタル窓口を開設いたします。行かない窓口としましては、住民票や戸籍証明などの各種証明書がコンビニで取得できるよう、コンビニ交付システム導入事業費4,633万9,000円を、スマートフォンやパソコンで申請や手続きができるオンライン申請システムを構築するため、デジタル推進ツール導入事業費318万4,000円を計上しております。

す。さらに、書かない窓口、待たない窓口として、スマートフォンなどにあらかじめ転出情報や各種証明書発行情報などを入力し、その情報を窓口で読み取ることで申請書などの記入を不要にするとともに、申請書などの記載時間を短縮する窓口業務支援システム導入事業費2,959万円を計上しております。

また、防災のデジタル化として、本庁舎開放エリア内にデジタル防災センターを整備し、防災情報のネットワークをデジタル防災センターに集約し、情報の収集、整備、共有をセンター内で一元的に行うことにより、災害対応の円滑化を図るため、デジタル防災センター事業費1,256万円を計上しております。

なお、令和4年度の新規事業費といたしましては、計16億7,625万6,000円を計上しております。

次に、ご質問の4点目、川内、大畑、脇野沢地区の活性化のための主な施策は何か、また新たな施策はあるかについてお答えいたします。予算編成に当たっては、全ての市民の皆様の豊かな暮らしを支え、夢や希望をかなえる新たな施策を展開することを念頭に編成したところでございます。

主な施策についてでございますが、桧川、大畑、脇野沢の各漁港の施設整備は継続して取り組むほか、新規事業としましては、川内地区では湯野川温泉濃々園建替事業、大畑地区では津波災害の浸水想定区域を可視化することで、津波災害への意識の醸成と共有や被害の軽減を図るため、電柱や公共施設などに浸水の深さを表示するまるとまちごとハザードマップ事業を大畑地区を中心として進めてまいります。

また、脇野沢地区では地域おこし協力隊設置事業として、昨年度川内地区を拠点として2名の地域おこし協力隊隊員を募集しましたが、令和4年度は隊員を増員し、川内地区の2名に加え、脇野沢地区を拠点とした隊員を2名募集する予定とな

っております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） ご質問の2点目の基幹産業の関係と、あと中小企業対策費の関係で、予算規模が少ないのではないかとということ、重点施策ということについてお答えいたします。

令和4年度の当初予算の農林水産業費でありますけれども、活力あるむつ市の創生を念頭に置きまして、一次産業の皆様の経営基盤の強化を図るということでやっておりますが、多いか少ないかということで、まず令和3年度と令和4年度の比較になりますけれども、令和3年度につきましては、農林水産業費が5億9,632万円ということでありまして、令和4年度の予算案につきましては、7億5,772万円ということになりますので、比較しますと、前年度比較では1億6,140万円増ということになっております。

重点施策ということで、具体的には夏秋いちご収益力アップ事業ですとか、豊かな森づくり補助金など新規事業を5件予定しております。また、農業次世代人材投資事業ですとか、草地畜産基盤整備事業、水産物供給基盤機能保全事業など、継続事業も26件ということで重点施策として展開したいと考えております。

中小企業対策費のほうでありますけれども、商工費のうち中小企業向けの当初予算額について、令和3年度と令和4年度の比較になりますが、令和3年度は4億9,375万円ということに對しまして、令和4年度予算案では4億4,961万円と、単純比較では4,414万円減少ということになっておりますが、これにつきましては今後実施していくということにしております新型コロナウイルス感染症に係る経済対策、これが重点施策になるかと思っております。これにつきましては、中小企業の皆様へ、これが支援策ということになるかと思っております。

この経済対策に係る予算を加えますと、令和3年度の予算を大きく上回るということを想定しております。また新たな経済対策につきましては、改めて市議会のほうにお諮りをしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（菅原典子） お尋ねの3点目、少子化子育て支援の重点は何かについてお答えいたします。

少子化子育て支援においては、安心して子供を産み育てることができる環境づくりが重要だと考えております。その中でも令和4年度は、産婦への寄り添い支援と子供の健やかな成長を促す支援の充実を重点として、それぞれにおいてサービスの充実を図ることにより、きめ細かな支援ができる体制を整えてまいりたいと考えております。

主なものといたしまして、産婦健康診査費用の助成や産後ケア事業の実施による経済的負担の軽減と産後のサポート体制の充実、新生児聴覚検査費用の助成や3歳児健診での屈折検査機器導入による異常の早期発見と早期治療、早期療育への支援、さらにはひとり親の方の自立支援のため、資格取得を目指して就業する場合の生活費を支援するひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業を実施予定としております。

これらの新規拡充事業とこれまでの継続事業を併せ、妊娠、出産、子育て期において、一貫したサービスを体系的に提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 1番。

○1番（佐藤 武） 丁寧なご説明ありがとうございます。詳細については、予算審査特別委員会の中でありましたら質疑させていただきます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで佐藤武議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案第21号 令和4年度むつ市国民健康保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案第22号 令和4年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案第23号 令和4年度むつ市介護保険特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案第24号 令和4年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第25号 令和4年度むつ市魚市場事業特別会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第25号の質疑を終わります。

次に、議案第26号 令和4年度むつ市水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第26号の質疑を終わります。

次に、議案第27号 令和4年度むつ市下水道事業会計予算について質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第27号の質疑を終わります。

以上で令和4年度むつ市各会計予算に対する質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第20号から議案第27号までの令和4年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第27号までの令和4年度むつ市各会計予算については、議長を除く議員21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配信しております予算審査特別委員会委員名簿のとおり指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配信しております予算審査特別委員会委員名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、予算審査特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開かれました予算審査特別委員会において、委員長に浅利竹二郎議員、副委員長に富岡直哉議員が選任されましたので、ご報告いたします。

◎発言の申出

○議長（大瀧次男） ここで、先ほどの野中貴健議員の議案第17号の質疑に対する答弁で一部答弁漏れがありましたので、経済部長より発言の申出がありますので、これを許可します。経済部長。

○経済部長（立花一雄） 議案第17号 令和3年度むつ市一般会計補正予算の議案質疑の中で、野中

議員より質疑のありました件についてお答えさせていただきます。

質疑のほうは、農業次世代人材投資資金ということで、こちらを受けた方で移住された方がいたかというようなお尋ねでありましたが、確認したところ、移住されて受けた方はおりませんでしたので、お答えさせていただきます。

以上です。

○議長（大瀧次男） これで、経済部長の発言を終わります。

◇報告第1号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第26 報告第1号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、むつ市釜臥山スキー場第1スキーリフト架替工事に係る工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号の質疑を終わります。

報告第1号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第2号

○議長（大瀧次男） 次は、日程第27 報告第2号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号の質疑を終わります。

報告第2号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第3号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第28 報告第3号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号の質疑を終わります。

報告第3号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第4号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第29 報告第4号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第5号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第30 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第5号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第5号は承認することに決定いたしました。

◇報告第6号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第31 報告第6号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、市立苫生小学校空調工事に係る工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第7号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第32 報告第7号

専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第7号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第7号は承認することに決定いたしました。

◇報告第8号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第33 報告第8号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

報告第8号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第9号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第34 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第9号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は承認することに決定いたしました。

◇報告第10号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第35 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第10号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第10号は承認することに決定いたしました。

◇報告第11号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第36 報告第11号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

報告第11号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第12号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第37 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、令和3年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第12号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第12号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

- 議長(大瀧次男) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月3日及び4日は議案熟考及び議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、明3月3日及び4日は議案熟考及び議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月5日及び6日は休日のため休会とし、3月7日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時55分 散会